I_{17} ＝ 0.032
I_{18} ＝ 0.027
I_{19} ＝ 0.026
I_{20} ＝ 0.02656
J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 5 条の規定に基づき定められた被災市街地復興推進地域において地方団体が施行する土地区画整理事業及び市街地再開発事業（以下この表において「被災市街地復興特別事業」という。）に係るものの額に相当する額
K_{12} ＝ 0.063
K_{13} ＝ 0.048
K_{14} ＝ 0.048
K_{15} ＝ 0.050
K_{16} ＝ 0.050
K_{17} ＝ 0.049
K_{18} ＝ 0.043
K_{19} ＝ 0.042
K_{20} ＝ 0.04249
L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額
M_{21} ＝ 0.01686
M_{22} ＝ 0.019

I_{17} ＝ 0.032
I_{18} ＝ 0.027
I_{19} ＝ 0.026
I_{20} ＝ 0.02661
J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 5 条の規定に基づき定められた被災市街地復興推進地域において地方団体が施行する土地区画整理事業及び市街地再開発事業（以下この表において「被災市街地復興特別事業」という。）に係るものの額に相当する額
K_{12} ＝ 0.060
K_{13} ＝ 0.049
K_{14} ＝ 0.049
K_{15} ＝ 0.051
K_{16} ＝ 0.051
K_{17} ＝ 0.050
K_{18} ＝ 0.043
K_{19} ＝ 0.042
K_{20} ＝ 0.04258
L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 11 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業（平成 22 年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額
M_{21} ＝ 0.019
M_{22} ＝ 0.019